ホンモロコ産卵保護のための採捕の規制に係る委員会指示について

◆委員会指示の概要

・ホンモロコの産卵場として非常に重要な伊庭内湖に流入する躰光寺川と瓜生川、西の湖に流入する山本川の各一部区間において、ホンモロコの産卵保護のために４月と５月に全ての水産動物の採捕を禁止するもの。平成 29 年から毎年同様の指示を繰り返し発出している。

・前回（第 364 回）の内水面委員会で諮問したとおり、上記の規制については対象を「ほんもろこ」に変えた上で委員会指示に代えて滋賀県漁業調整規則で規定すべく、手続きを進めているところ。

・現在、水産庁と書面手続きを進めているところであるが、滋賀県漁業調整規則改正（滋賀県漁業調整規則の一部を改正する規則）の施行が令和７年４月１日に間に合わないと判断されることから、令和７年度は改正の施行の前日まで例年どおりの委員会指示で対応することとしたい。施行日からは調整規則による規制に切り替わる。

・なお、委員会指示については、対象を従来どおり「全ての水産動物」とする。

図1　当該３河川の地図

図2　山本川

図3　瓜生川

図4　躰光寺川

◆「滋賀県漁業調整規則の一部を改正する規則」

滋賀県漁業調整規則（令和２年滋賀県規則第 103 号）の一部を次のように改正する。

第 49 条に次の１項を加える。

２　前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

第 57 条第１項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

第 58 条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

別表第４に次のように加える。

東近江市伊庭町にある瓜生川の目﨑橋下流端から天尾橋上流端までの区域	４月１日から５月31日まで	ほんもろこ
東近江市躰光寺町にある躰光寺川の躰光寺橋下流端から大橋上流端までの区域		
近江八幡市安土町にある山本川の西沢橋下流端から松原橋上流端までの区域		

付　則

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 57 条第１項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和７年６月１日から施行する。

２　この規則（前項ただし書に規定する改正規定にあっては、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

◆滋賀県漁業調整規則改正までの行程

１ 資料作成、水産庁確認 済

２ 委員会に諮問（海区、内水面）済

３ 水産庁と事前協議（書類上）済

４ 水産庁に認可申請

５ 認可

６ 「滋賀県漁業調整規則の一部を改正する規則」が滋賀県公報に登載（公布）

※３月中に登載するためには、３月中旬までに手続きが必要

施行（公布と同日）

◆委員会指示で対応する理由

現在、水産庁と認可に向けた書類のやり取りを進めており、問題なく認可される見込みであるが、施行については令和７年４月１日以降になることがほぼ確実であることから、令和７年４月１日から規則改正施行の前日までは例年どおりの委員会指示で対応することとしたい。